

広島県告示第七百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によって、次の漁業を平成十九年六月二十八日免許した。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

公示番号 (免許番号)	漁業権者の 住 所	名 称	免許の内容	漁業権の 存続期間
区第四五六号	豊田郡大崎上島 町中野四九三〇 番地の二一	大崎内浦漁業協 同組合	平成十九年広島 県告示第三百十 一号のとおり	平成十九年広島 県告示第三百十 一号のとおり
区第四五七号	福山市走島町一 一八番地	走島漁業協同組 合		